

## 岡山芸術創造劇場のご使用にあたって

### **重要** 使用時間の繰上又は延長について

日ごろから、岡山芸術創造劇場をご使用いただき、ありがとうございます。

当劇場の開館時間は午前9時から午後10時までです。施設をご使用の際は、搬入・搬出・撤去を含め、**この開館時間内にスケジュールを収めて頂く**ことをお願いしております。公演の準備及び仕込時間、リハーサル及び公演時間等を十分に検討され、できるだけお早めにスケジュールを作成し、打ち合わせを行ってください。

準備や片付けのためにやむを得ない場合のみ、午前9時前又は午後10時後に、「繰上又は延長使用」を認めております。

当劇場では、公演を安全に行うために劇場の舞台管理技術スタッフを配置します。使用月の3カ月前までに手配を行わなければ、必要なスタッフをそろえることが困難ですので、必ず3カ月前の初日までに「繰上又は延長使用の要望書」を提出いただきますようお願いいたします。

**提出期限： 使用月の3カ月前の初日**

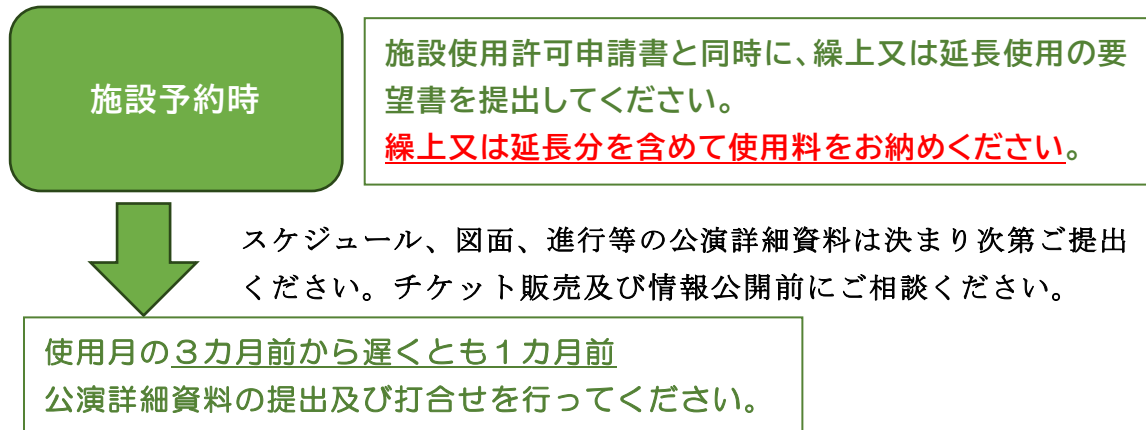
例) 使用日 10月20日 → 7月1日までに**要望書を提出**ください。  
期限後是对応が困難になりますので、ご承知おきください。

◎ 気になることやご不明な点につきましては、早い段階で劇場へご相談頂くようお願いいたします。

(詳しくはフローチャートをご参考ください)

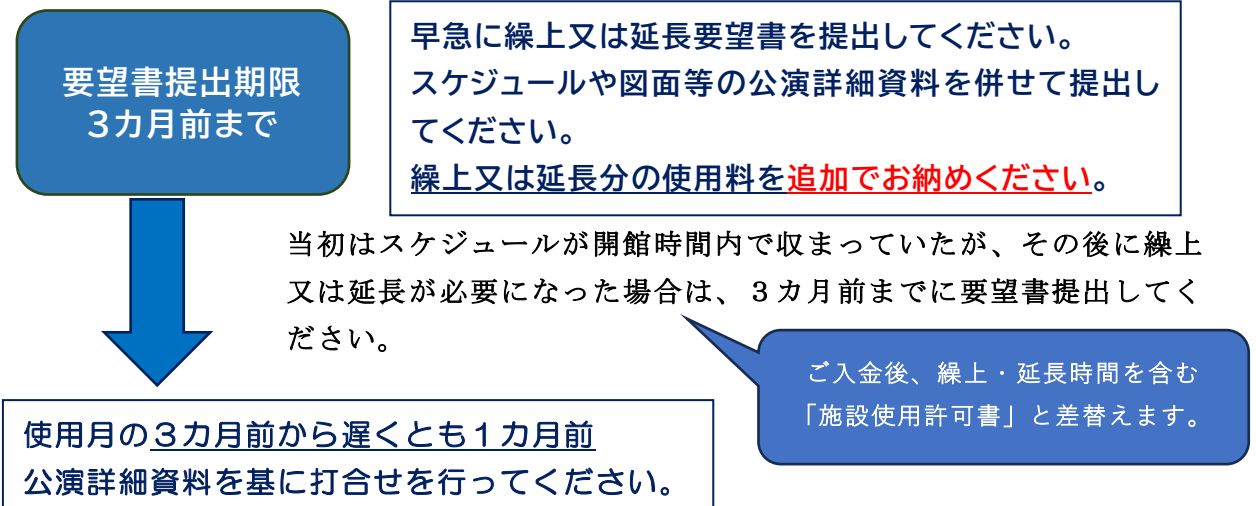
## パターン1

【使用許可申請書提出までに、すでに繰上又は延長が確定している場合】



## パターン2

【使用許可申請書提出後に、繰上又は延長が必要になった場合】



### 【補足・注意点】

次の点について、あらかじめご理解いただきますようお願い申し上げます。

◎繰上・延長については、やむを得ないものに限りです。

- ・チケット販売や情報公開前に今一度、公演内容及び時間を検討してください。
- ・要望書の内容によっては、必要性を確認させていただくことがあります。
- ・他の催事の状況等により対応が困難な場合があります。

◎繰上・延長の要望書提出は、使用月から3カ月前の初日が期限です。

◎繰上・延長に係る使用料は、1時間につき「夜間区分使用料×0.5」です。

◎繰上・延長時間分も、附属設備使用料が発生します。

お納めいただいた使用料は、キャンセルになった場合も還付できません。